

中央労働委員会行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案						現 行					
(集中管理の推進)						(集中管理の推進)					
第16条 <u>中央労働委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。</u>						第16条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、委員会における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u>					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	①(略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・<u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③(略)		(略)				③(略)		(略)
		(2)~(7)	(略)		(略)			(2)~(7)	(略)		(略)

		(略)						(略)					
2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)					(略)
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)			① (略)	30年	(略)			(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 							
		③ (略)	(略)		(略)	③ (略)	(略)	(略)					
		(2)～(3) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)					
		<u>(4)</u> 閣議	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)					
<u>(5)</u> 官報 公示その他の公布	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(6)</u> 官報 公示その他の公布	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(6) 解釈 又は運 用の基 準の設 定	①～② (略)		(略)
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言
		③ (略)	(略)		
		(2)～(5) (略)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)
			(4)基本方		① (略)

		(7) 解釈 又は運 用の基 準の設 定	①～② (略)		(略)
4	省令その 他の規則 の制定又 は改廃及 びその経 緯	(1)立案の 検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討 に関する審 議会等文書 (一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事概要・議事録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、 提言
		③ (略)	(略)		
		(2)～(5) (略)	(略)		(略)
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。） の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の 決定又 は了解 及びそ の経緯	(1)～(3) (略)	(略)	30年	(略)
			(4)基本方		① (略)

		針、基本計画 又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)ま	②立案の検討に関する審議会等文書 (五の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			針、基本計画 又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯 (1の項から4の項まで及び5の項(1)から(3)ま	②立案の検討に関する審議会等文書 (五の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③～⑤ (略)	(略)				③～⑤ (略)	(略)

		でに掲げるものを除く。)										
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>及び会議（<u>国務大臣を構成員とする会議に限る。</u>）の議事が記録された文書</u>	10年	（略） ・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>		6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③（略） ④会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ） <u>（新設）</u>	10年	（略） ・配付資料 <u>（新設）</u>
7	省議	省議の決	①②（略）	10年	（略）		7	省議	省議の決	①②（略）	10年	（略）

	(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ)及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)の議事が記録された文書		・配付資料 ・議事の記録		(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) (新設)		・配付資料 (新設)	
			④(略)		(略)				④(略)		(略)	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8	複数の	複数の行	①～③(略)	10年	(略)	8	複数の	複数の行	①～③(略)	10年	(略)	

	行政機関による申合せ及びその経緯	政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)		・開催経緯 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料		行政機関による申合せ及びその経緯	政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書 (八の項口)		・開催経緯 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料	
			⑤ (略)		(略)				⑤ (略)		(略)	
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略) ②立案の検討に関する審議会等文書 (九の項イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言

			③～⑤ (略)		(略)			③～⑤ (略)		(略)	
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		① (略)	10年	(略)	
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)					②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			③～⑤ (略)		(略)			③～⑤ (略)		(略)	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	
			②～⑤ (略)		(略)			②～⑤ (略)		(略)	

		基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯						基準、 同号二 の行政 指導指 針及び 同法第 6条の 標準的 な期間 に關す る立案 の検討 その他 の重要 な経緯				
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	
		(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお	① (略) ② 審議會等文 書(十四の項 口)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後10年	・ (略) ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見			(5)不服申 立てに 關する 審議會 等にお	① (略) ② 審議會等文 書(十四の項 口)	裁決、決定そ の他の処分 がされる日 に係る特定 日以後10年	(略) ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	

		ける検討その他の重要な経緯	③④ (略)		(略)			ける検討その他の重要な経緯	③④ (略)		(略)
		(6) (略)	(略)	(略)	(略)			(6) (略)	(略)	(略)	(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			②～⑤ (略)		(略)				②～⑤ (略)		(略)

		に関する立案の検討その他の重要な経緯						に関する立案の検討その他の重要な経緯					
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)		
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)			(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①(略)	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	(略)		
			②審議会等文書(十四の項目)		(略)	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見					②審議会等文書(十四の項目)	(略)	・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見
			③④(略)		(略)	(略)					③④(略)	(略)	(略)
		(6)(略)	(略)	(略)	(略)			(6)(略)	(略)	(略)	(略)		
職員の人事に関する事項						職員の人事に関する事項							
13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	13	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
その他の事項						その他の事項							
14	告示、	(1)告示の	①立案の検討	10年	・開催経緯	14	告示、	(1)告示の	①立案の検討	10年	・開催経緯		

	訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	に関する審議会等文書 (二十の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言		訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	に関する審議会等文書 (二十の項イ)		・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
		(2) (略)	②～⑤ (略)	(略)	(略)			(2) (略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		15	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		16	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他	① (略)	10年	(略)		17	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他	① (略)	10年
			②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 意見					②評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 意見

		の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）				の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書（二十四の項口）			
		(2) (略)	③④ (略)	(略)	(略)		(2) (略)	③④ (略)	(略)	(略)	(略)
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等	10年	・開催経緯 ・ 議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等	10年	・開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言	

		価法」という。) 第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	文書(二十六の項イ) ②~⑥(略)		(略)			価法」という。) 第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	文書(二十六の項イ) ②~⑥(略)		(略)
19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報	19	公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する	①(略) ②立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報

		検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	年のいずれか長い期間	告、建議、提言
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等（1）の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 内閣官房令 、人事院規則の規定により保存期					

		検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	③～⑨（略）	年のいずれか長い期間	告、建議、提言
20	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) (略)	(略)	(略)	(略)
		(2) 審議会等（1）の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
22	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考					
一 (略)					
二 職員の人事に関する事項について、 内閣府令 、人事院規則の規定により保存期間					

間の定めがあるものは、それぞれ 内閣官房令、人事院規則の規定による。

三～五 (略)

の定めがあるものは、それぞれ 内閣府令、人事院規則の規定による。

三～五 (略)